

福知山市税条例第46条による商品軽自動車等の
軽自動車税（種別割）課税免除について

福知山市税務課市民税係

1 課税免除対象者

- (1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項に定める古物商の古物自動車販売業者であること。
- (2) **申請時において市税の滞納がないもの。**

2 課税免除対象車両

販売を目的として取得した軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車）であって使用しないもののうち、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 課税免除を受けようとする課税年度の前年度の4月2日以降に取得した車両であること。
- (2) 賦課期日現在（4月1日）の検査証の所有者及び使用者が、申請者と同一であること。
- (3) 賦課期日現在（4月1日）において、商品として**本市内に展示**していること。
- (4) 自動車検査証の**使用の本拠の位置が本市内**であること。
- (5) 軽自動車税申告書の所有形態が「3. **商品車**」であること。

3 課税免除の対象外となる車両

- (1) 貸付を目的とするもの（リース車）
- (2) 試乗車
- (3) 代用車（代車）
- (4) 社用車

4 提出書類（※申請時に必ず提出してください）

- ・古物商許可証の写し
- ・商品軽自動車等の軽自動車税（種別割）課税免除申請書
- ・自動車検査証の写し（登録証の写し又は標識交付証明書の写し）
- ・展示状態の写真（標識番号が判読でき、正面等から撮影したもの。）
- ・**申請者が個人の場合は、申請書提出時に納税義務者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カードと本人確認書類を提示してください。**

5 受付期間 課税年度の4月1日から4月10日まで（土曜日または日曜日のときは、その翌月曜日まで）

6 提出先 福知山市役所税務課市民税係 電話24-7024

7 参考

福知山市税条例

第46条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては軽自動車税を課さない。